

## 議第93号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月24日提出

京都市長 松井孝治

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会議室」の右に「、球技場会議室」を加える。

別表第1区分の欄中「及び会議室」を「、会議室及び球技場会議室」に改め、同表供用時間の欄中「午前9時」を「午前8時」に改める。

別表第2会議室（1時間につき）の項の次に次の1項を加える。

球技場会議室	球技場と併用する場合（1日につき）	2,820
	その他（1時間につき）	520

別表第2備考1中「午前9時（体育館にあっては、午前8時）」を「午前8時」に改め、「（球技場にあっては、午前9時）」を削る。

第2条 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「体育館」の右に「、アーバンスポーツパーク」を加える。

第5条中「球技場等」の右に「（アーバンスポーツパークにあっては、部分利用を除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、アーバンスポーツパークのメインパーク又はミニパークの全面利用をしようとする場合の条件は、別に定める。

第5条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、球技

場等の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

第6条第1項中「もの」の右に「及びアーバンスポーツパークの部分利用をしようとする者」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「ついては、」の右に「アーバンスポーツパークの部分利用及び」を加え、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、アーバンスポーツパークの部分利用の利用料金を徴収しない。

- (1) 学齢に達しない者
- (2) 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）の児童
- (3) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）の生徒

第11条第1号中「(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」及び「(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」を削る。

別表第1備考以外の部分中 

テニスコート、フットサルコート、体育館、トレーニングルーム、談話室、会議室及び球技場会議室	午前8時から午後9時まで
---	--------------

 を

テニスコート、フットサルコート、体育館、トレーニングルーム、談話室、会議室及び球技場会議室		午前8時から午後9時まで
アーバンスポーツパーク	メインパーク	午前9時から午後7時まで
	ミニパーク	午前9時から午後9時まで

に改める。

別表第2 体育館の項の次に次の1項を加える。

アーバン スポーツ パーク	メイン パーク	全 面 利 用	21,000	15,000	28,000	20,000	10,500	7,500	70,000	50,000		
		部分 利用 (1 人 1 回 に つ き)	一般	市内在 住者							1,200	800
			一般	市外在 住者							1,500	1,000
			一般	高等学 校の 生徒等							900	500
			一般	大学の 学生等							1,000	600
	部分 利用 (1 人 1 月 に つ き)	一般	市内在 住者								8,000	
		一般	市外在 住者								10,000	
		一般	高等学 校の 生徒等								5,000	
		一般	大学の 学生等								6,000	
	ミニ パーク	メイン パーク	全 面 利 用	9,000	6,000	12,000	8,000	10,500	7,000	36,000	24,000	
部分 利用 (1 人 1 回 に つ き)			一般	市内在 住者							600	400
			一般	市外在 住者							750	500
			一般	高等学 校の 生徒等							450	250
			一般	大学の 学生等							500	300
部分 利用 (1 人 1 月 に つ き)		一般	市内在 住者								4,000	
		一般	市外在 住者								5,000	
		一般	高等学 校の 生徒等								2,500	
		一般	大学の 学生等								3,000	

別表第2 備考1中「午前8時」の右に「(アーバンスポーツパークにあっては、午前9時)」を、「午後9時」の右に「(アーバンスポーツパーク(メインパークに限る。))にあっては、午後7時)」を加え、同備考に次

のように加える。

11 「一般」とは、高等学校の生徒等及び大学の学生等以外の者をいう。

12 「市内在住者」とは本市の区域内に住所を有する者を、「市外在住者」とは市内在住者以外の者をいう。

13 「高等学校の生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）

の生徒

(2) 高等専門学校の学生

(3) 15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）

14 「大学の学生等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 大学（大学院、短期大学、専修学校の専門課程及び大学に相当する各種学校を含む。）の学生

(2) 18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（(1)に掲げる者を除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、各規定につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他アーバンスポーツパーク及び球技場会議室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(調整規定)

3 第2条の規定の施行の日が、第1条の規定の施行の前日である場合に

は、第1条のうち別表第2備考1の改正規定中「〔午前8時〕とあるのは〔午前8時（アーバンスポーツパークにあっては、午前9時）〕と、〔（球技場にあっては、午前9時）〕とあるのは「球技場及び」とする。

- 4 前項の場合において、第2条のうち別表第2備考1の改正規定中「〔午前8時〕の右に「（アーバンスポーツパークにあっては、午前9時）」を、「午後9時」とあるのは「〔午後9時〕と、「加え」とあるのは「、「球技場」の右に「及びアーバンスポーツパーク」を加え」とする。

#### 提案理由

京都市宝が池公園運動施設にアーバンスポーツパークを設置するとともに、その利用料金の上限額等を定める等の必要があるので提案する。